

平成25年第2回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成25年2月26日(火)午後2時00分

庁舎分館2階大会議室

2. 委員の現在数

18名

3. 出席委員

1番 大野木 奥 治	2番 茅 野 理
3番 根 本 勇	4番 田 口 重 幸
5番 森 正 昭	6番 印 南 宏
7番 三 須 清 一	8番 甲 斐 俊 光
9番 齊 藤 隆	10番 染 谷 智一郎
11番 新 堀 政 夫	12番 阿 曾 敏 夫
13番 渡 辺 陽一郎	14番 渡 邊 光 雄
15番 増 田 忠 夫	17番 須 藤 喜一郎
18番 小 池 良 雄	19番 高 田 勝 禧

4. 欠席委員

なし

5. 出席事務局職員

局 長	海老原 美 宣
次 長	飯 塚 豊
次長補佐	大 野 祐 信
農地係長	落 合 敦

6. 会議に付した議案等

審議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法の許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長 それでは定刻となりましたので開会したいと思います。本日は委員さん方にはご苦労さまです。

ただ今から平成 25 年第 2 回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は 18 名の委員の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を議長から指名させていただきます。

7 番 三須清一委員

8 番 甲斐俊光委員

よろしく申し上げます。

次に、本日の書記には事務局職員の落合係長を指名いたします。

本日の議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議案の説明をさせていただきます。議案書の目次をご覧くださいと思います。

本日ご審議いただく案件は、議案第 1 号から議案第 5 号までの 5 議案です。議案第 1 号は「農地法第 3 条の規定による許可申請」で、申請件数は 1 件です。続いて、議案第 2 号は「農地法第 5 条の規定による許可申請」で、申請件数は 3 件です。続いて、議案第 3 号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」で、申請件数は 1 件です。続いて、議案第 4 号は「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」で、申請件数は 1 件です。次に、議案第 5 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」で、計画件数の内訳は、新規設定の 2 件と再設定の 1 件になっております。

以上で、議案説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 議案説明は以上で終わりました。

これより議事に入ります。

それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

報告については小池調査会長が調査会当日、所用により欠席であったため、調査副会長が代行していただきましたので、斉藤調査副会長より調査結果について報告をお願いします。

斉藤隆調査副会長 それでは、議案第 1 号についての調査結果を報告いたします。座ったままで大変失礼いたします。

議案書は1ページ、議案資料は1ページから5ページになります。

申請地は、江蔵地字中屋敷通地先の畑一筆、申請面積は480m²でございます。申請理由は、規模拡大を図るため、隣接地を購入するものです。売買価格は議案資料1ページのとおりで、平米単価は約600円でございます。譲受人の営農状況であります。耕作面積は3万8,440m²で、世帯構成は奥さんと二人で、申請地を含めて引き続き耕作を続けていく意欲があると認められました。

申請地を確認し、内容を審議したところ、下限面積を含め、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、第1調査会では全員一致をもって許可相当であると判断いたしました。ご審議をよろしく申し上げます。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ありませんか。

(なし)

意見がないものと認めます。

これより議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決します。調査会の報告は「許可相当である」ということでした。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号の整理番号1と2については、同じ事業のため、同時に審議したいと思っておりますがいかがですか。

(異議なしの声)

異議がないものと認めます。

議案第2号整理番号1と2を議題といたします。議案について斉藤調査副会長より調査結果について報告を願います。

斉藤隆調査副会長 それでは議案第2号の整理番号1と2について報告いたします。議案書は2ページで、議案資料は6ページから12ページになります。

申請地は下ヶ戸字大谷原地先の畑4筆、申請面積は2,987m²でございます。農地区分は、集団的に存在している農地の区域内にあることから第1種農地と判断いたしました。転用目的は、周辺の土地より地盤が低く、雨水を集めてしまうため、農地造成を行い、平均約1m程度かさ上げするものです。被害防除対策、埋め立ての期間、農地造成費用など、議案資料のとおりです。他法令の関係では市の埋め立て条例に該当し、現在、手賀沼課に

申請しています。

申請地を確認し、内容を審議したところ、第1調査会では全員一致をもって審査基準のすべてを満たしていると判断いたしました。

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長 これで議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

森委員さん。

森正昭委員 この〇〇さんと〇〇さんの施工方法というのは同じですか。

議長 施工方法ですか。

森正昭委員 ええ。

議長 事務局、説明をお願いします。

事務局 盛り土の仕方ということですか。

森正昭委員 その工事全体で。

事務局 全体で一緒です。

森正昭委員 一緒ですね。

事務局 はい。

森正昭委員 これは〇〇さんのほうは2,242m²で、〇〇さんのほうが745m²ですね。それで、工事の整地代228万3,000円というのは両方同じなんですよ。これはどういうこと。

議長 金額についての質問です。どうぞ、事務局。

事務局 お答えします。面積が違って同じ220万と申請が書いてあるのは、この1事業で、全体で220万かかりますという表現になっております。だから、〇〇さんのところ

と〇〇さんのところをこの施工する業者が 220 万かけて埋めさせていただきます、農地造成させていただきますという表現になります。

議長 森委員、分かりましたか。

森正昭委員 ちょっと面積が違うんだから、〇〇さんと〇〇さんのほうでこの違う金額で出してあればいいかなと思ったんですけども、まあそういうあれだったら。

議長 事務局。

事務局 すみません。ただ今私のほうで説明がちょっと下手だったかもしれないですけども、この全体を埋め立てするのに 220 万かかりますという。

森正昭委員 それは分かるんだけども、そしたら面積で割れば〇〇さんは幾ら、〇〇さんは幾らというの、これ差が出ると思うんですよ。

事務局 はい、書き方がね。

森正昭委員 うん。

事務局 はい。その辺は按分せず、そのままうちのほうで申請の時は二つの事業、同一事業という意識があったもんですから、220 万の費用がかかるんですねということで受け取ったものです。ちょっとあいまいで申し訳ないですけども、その面積按分はしてないということです。

森正昭委員 はい、分かりました。

議長 そのほか意見ありますか。

染谷委員。

染谷智一郎委員 これはあきらかに表示を間違えているんじゃないの。議案資料だから構わないというようなあれだけでも。これは自己資金で 228 万 3,000 円を〇〇さんが出し、それから〇〇さんのほうも 228 万 3,000 円だから、明らかに表示が間違えているん

じゃないの。

議長 事務局。

事務局 ただ今の染谷委員のおっしゃる内容が、これ〇〇さんと〇〇さんが個人で出しているお金ではございません。企業者側がトラックの費用から諸経費から全部かけて 220 万かかりますという表現なんです。それで譲受人、譲渡人、連名で申請になっていますものから、この 1 事業について、〇〇さんについては 220 万分の面積で按分すると本当はよかったんでしょうけども、それを受け付け時に指導できなかったというのは申し訳ないと思っております。以後気を付けますので、その辺はご了承ください。染谷さんのおっしゃった内容は、これは農家の方が出しているお金ではないということです。企業側のほうで出しています。

以上です。

染谷智一郎委員 いや、表示がね、6 ページも 7 ページの中で資金調達についての計画で、自己資金という項目の中で 228 万 3,000 円を〇〇さんが出し、〇〇さんのほうも 228 万 3,000 円という自己資金という表示の中で金額が出されているので、このお互いが、森さんが言うように解釈して、私もそう解釈したんだけど、今、事務局のほうの説明だとちょっとその意図の違いがあるみたいなんでね。自己資金、これ会社側が出しているということは、ただこの 228 万 3,000 円全体にかかるけれども、名義上ただ自己資金という項目に金額を書いたということなのかな、そうすると。本人はただだけれども、じゃあ自己資金はこれだけあれしましたということなんですか。

議長 染谷委員、今おっしゃったように、企業が出しているのが 228 万 3,000 円なんです。この申請者が 2 名連名になっているものですから、自己資金という表現は間違いじゃないです。申請者のうちどちらかが出しているよということなんです。両方で合わせて出しているわけじゃないんですね。申請者のうち、譲受人、有限会社清建のほうでこの費用をもってこの農地造成を行いますという内容なんです。

以上です。

議長 分かりましたか。

染谷智一郎委員 はい。ありがとうございました。

議長 渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 先ほど連名で書面が出たと言われましたけど、どこに連名と書いてあるの。いや、だから書類上、別に名前が書いてあるということだよ。譲渡人のほうが〇〇さんと〇〇さんと。結局この申請書を出すと、清建、譲渡人の人が両方同じ金額を出したということになって脱税の可能性が出てくるんだよ。ちゃんとした1枚の書面に連名の名前が出ていたら分かるんだけども、両方出していることになっちゃうと、これはちょっとまずいのではないですか。ちょっと書面が不明瞭なので。ほかの書類の方法はなかったんでしょうかね。

議長 事務局。

事務局 〇〇さん、〇〇さんというのは農地所有者で、各々の所有地で申請を出すんですけども、清建にとっては隣地一体の土地で事業計画を出されています。それはちょうど今、委員がご覧になっているところですね。それが一体の事業計画になっているものですから、森委員、染谷委員、また渡辺委員がおっしゃったように、ちょっともう少し丁寧に書いたほうがいいんじゃないかということですから、その辺は今後気を付けます。確かに按分しないと個人がとったときと意味が違っているというふうに思いますので、今度記入するときには十分注意していきたいと思います。どうも失礼いたしました。

議長 そのほかございませんか。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 農地法の譲受人、譲渡人ということで、農地法4条、5条、3条もそうです。双方の申請、双務申請というかたちで。それとこの自己資金のところは誤解を招くからね。確かに許可証を出すときに譲受人と譲渡人の双務の、二人の名前で申請するのが要件だよ。だけど、これ自己資金というかたちだと非常に誤解を招くから。事務局が言ったように双務申請だとしても、整地費がこちらで上がって自己資金はこちらというふうにするとう整地費と勘定科目が違うように解釈するから、これからは明示してもらったほうが。

その辺、局長どう思いますか。

事務局 確かにこれをぱっと見ただけでは1枚の紙ごとに面積が違って同じ金額が載っているということで。事業計画を見れば確かに一体のものだということは分かるんですけど

ども、これをぱっと見ただけでは、それじゃあ誤解を生むということはありませんんで、次長も申し上げたとおり今後注意したいと思います。

阿曾敏夫委員 はい、よろしくね。

事務局 はい。

阿曾敏夫委員 申請は双務だからね、片務申請、片方だけで申請するわけじゃないから、それを双務の、二人の名前で同じような解釈したような先ほどの事務局だけどね。説明してもらわないと分からなくなっちゃうからね。はい、分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(なし)

なければ議事を進めます。

それでは議案第2号の整理番号1と2を議題といたしました。これより議案第2号の整理番号1と2について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号1と2は原案どおり許可することにいたしました。

次に、議案第2号の整理番号3について審議したいと思います。新堀委員が譲渡人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づき、議事参与の制限があるため、新堀委員には退席をお願いいたします。

(新堀委員の退席を確認してから)

議長 議案第2号整理番号3を議題といたします。議案について、斉藤調査副会長より調査結果について報告願います。

斉藤隆調査副会長 それでは議案第2号の整理番号3について報告いたします。議案書は3ページで、議案資料は13ページから18ページになります。

申請地は、布佐北原地先の畑二筆、申請面積は553m²でございます。農地区分は平和台病院に隣接し、農業公共投資の対象となっていない小集団の区域内にある農地であることから第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、隣接する平和台病院の老人介護施設の増築工事に伴い、工事車両の仮設道路として借用したい要望を受け、申請するものです。被害防除対策、仮設道路設置期間、

農地造成費用などは議案資料のとおりでございます。

申請地を確認し、内容を審議したところ、第1調査会では全員一致をもって審査基準のすべてを満たしていると判断いたしました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認めます。

これより議案第2号の整理番号3について、許可することについて賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号の3は原案どおり許可することにいたしました。

退席となっていた新堀委員は自席にお戻りください。

(新堀委員が自席に戻ったことを確認)

議長 次に、議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案第3号について、斉藤調査副会長より調査結果について報告を願います。

斉藤隆調査副会長 それでは、議案第3号について調査結果をご報告いたします。座ったままで失礼します。

議案書は4ページで、議案資料は20ページから24ページになります。

申請地は岡発戸字一本松地先の田一筆、申請面積は885m²で、20年以上前の航空写真による確認においても宅地として利用されていました。

申請地を確認し、申請内容を基に審議したところ、第1調査会では全員一致をもって証明相当であると判断いたしました。

ご審議よろしくお願ひします。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

ご意見ございませんか。

須藤委員。

須藤喜一郎委員 地目の変更というのは、これ平成元年の写真でこうなっています。20年とか、そういう期限があるんでしょうか。

議長 事務局。

事務局 お答えします。この証明関係につきましては千葉県の方で指針を作っております。その中で、今、須藤委員がご質問の内容は、ちょうど読ませていただきますけども、既に農地以外の土地となっていることが明白なものうち、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間51条の規定による処分を受けていないものは地目変更の登記手続きを行わせることができるという指針が千葉県の方でまとめてあります。

須藤喜一郎委員 20年で。

事務局 はい。

須藤喜一郎委員 分かりました。

議長 いいですか。

渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 農業委員会で話し合う内容かどうかちょっと疑問なんで、少し議事を止めていただけますでしょうか。

議長 それでは休憩いたします。

(暫時休憩)

議長 再開します。

そのほかご意見ございませんか。議案第3号です。

(なし)

なければ採決します。

これより議案第3号について、証明することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号は原案どおり証明することにいたしました。

次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

議案第4号について、斉藤調査副会長より調査結果について報告をお願いします。

斉藤隆調査副会長 それでは議案第4号について調査結果を報告いたします。議案書は4ページで、議案資料は25ページから28ページになります。

申請地は我孫子3丁目地先の畑7筆、申請面積は6,040m²を相続により継承することになったものです。

申請地を確認したところ、農地を適正に耕作されており、今後も耕作する意思があることを確認できました。よって第1調査会では全員一致をもって証明相当であると判断いたしました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認めます。

これより議案第4号について、証明することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号は原案どおり証明することにいたしました。

次に、議案第5号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。

本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(案)の適否についての判断を求められています。

議案第5号について、斉藤調査副会長より調査結果についての報告をお願いします。

斉藤隆調査副会長 それでは議案第5号について調査結果を報告いたします。議案書は6ページから7ページになります。議案資料は29ページから31ページになります。

議案第5号は農用地利用集積計画に伴う賃借権等の設定です。

整理番号1番から2番は新規設定となっています。整理番号3番は継続による再設定となります。調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定すべきものとの結論に至りました。

今回の計画案は設定を受ける者が3名、集積地6筆で、集積面積が9,690m²となっております。また、賃借料は整理番号2が10アール当たり一等米90kgで、整理番号1と3は使用貸借権の設定で無料です。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。まず私のほうから地域担当である渡辺委員、整理番号1、2、これについての意見ををお願いします。

渡辺陽一郎委員 伺おうと思ったことがありまして、整理番号1の権利の設定を受ける者、〇〇さんという、固有名詞を出して申し訳ないですけども、新規就農者だと思います。以前新規就農でほかの農地を借りたときにはご主人の名前で借りていると思うんですけども、これ、奥さんの名前になったのはなぜか、理由があるのでしょうか。

議長 事務局。

事務局 お答えします。奥様も認定農業者ということで申請を出したということみたいです。それから、今、農水省で行っている年間150万の支援の関係で、やはりこういう積極的な姿勢を見せないということも含まれているみたいです。

渡辺陽一郎委員 逆に、その名前が、新規就農者、ご夫婦でやられているわけで、名前を変えてやった場合には助成金、補助金、それを当てにして、みたいなところを誤りかねないというか、そういう誤解を招きかねないわけで、そういうところの農政課の指導に関してはどう考えていますか。

事務局 ご夫婦でこういうかたちでやった場合、奥さんもやっていると新規就農の支援金150万プラス奥さんの分がご主人と二人分じゃなくて0.5倍になるんですね。夫婦の場合ですね。75万。だから、お二人合わせて225万になると。そういうふうに夫婦でやっているよということをするためには、奥さんのほうも土地をちゃんとしたかたちで借りたほうが良いというような農政課のほうの考え方もあるというふうにはちょっと聞きましたけども。

渡辺陽一郎委員 はい。

事務局 就農人口、恐らく半分以上が女性だと思うんですね。その女性の働きを適正に

評価する、これは重要なことだと思います。国でも家族経営協定、家族みんなが住んで、やりがいがあって、働きやすい環境をつくっていきましょうよということを進めています。その中で経営する農地ですけども、これについてもだんなさんに集中するんじゃなくて、家族で、とりわけ奥さんとかと共有するのが、これは大きな課題だというふうになっているんですね。そういうところもさっきみたいな農地プランでも夫婦でやっていますよ、資源も共有していますよ、共同経営しているんですよというふうにはっきり、明確になっていけば、その給付金についても1.5倍支払いましょうというふうになっています。ですからこういったことは国の施策にもかなったものに、審議する上で重要なことだろうと思います。

渡辺陽一郎委員 はい、それは分かりました。もう1点あるんですけども、資料のほうの29ページ、〇〇さんのほうの従事日数が120日になっていますね。新規就農の計画では露地野菜等だったものですから、あの面積だとかなりの従事日数が必要だというふうに判断をして、途中多少草が伸びていても非常に一生懸命私たちの見目でやっているものですから、それほど問題視はしなかったんですけども、ここでまた増やして。従事日数がこのとおりだとするとかなり、どこに行っちゃっているのかという。そのほうの書類の書き方とかを農政課は指導してないんでしょうかね。どうでしょう。

事務局 今細かい資料がないので、ちょっとそれを確認して言います。要は365日あるうちの従事日数120日、3分の1だけだろうと、そういうお話ですね。

渡辺陽一郎委員 はい。

議長 それでは暫時休憩します。

(暫時休憩)

議長 それでは再開します。

渡辺陽一郎委員、どうですか。分かりましたか。

渡辺陽一郎委員 基本は何とかクリアされましたので、あとはその辺のことをもう少し農政課と相談をしていただいて、農業委員会でも分かるように、理解が可能なようなかたちをとっていただければと思います。よろしくお願いします。

議長 そのほかご意見はありますか。

(なし)

採決に入る前にお諮りいたします。

第5号議案の整理番号1と2は、これだけ別個に採決したほうがよろしいですか。一緒にやっていますか。どちらが。

(採決してくださいの声)

議長 それでは議案第5号「農用地利用集積計画（案）の決定について」採決します。調査会報告は決定相当ということでした。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第5号については原案どおり決定することにいたしました。

斉藤調査副会長は自席にお戻りください。

以上で、審議案件については終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告事項を報告させていただきます。

報告第1号と2号について説明させていただきます。議案書8ページから9ページになります。この報告は市街化区域における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

報告第1号は「農地法第4条に係る転用の届出」で、2件受理しました。用途は住宅2件となっております。

報告第2号は「農地法第5条に係る転用の届出」で、2件受理しました。用途は同じく住宅2件となっております。

続きまして、報告第3号の「農地法第18条6項の規定による通知について」は議案書10ページの2件になります。

本件は農地法施行規則第68条第1項の規定による解約通知があったものです。内容については、整理番号1が平成19年11月1日から6年間、整理番号2が平成23年3月1日から10年間の農用地利用集積計画の賃借権を設定しましたが、双方合意の下、整理番号1が平成25年1月15日、整理番号2が平成25年1月31日に解約になったものでございます。

以上で、報告事項の報告を終わります。

議長 以上、事務局から報告第1号から第3号までの報告をさせていただきました。

ただ今の報告に対してご意見がありましたら挙手を願います。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 報告第2号の整理番号2の1、岡発戸字というところの畑ですが、これの譲渡人が財務省で農地、今度は買う人が民間人の株式会社で雑種地という。この辺の契約というのは、財務省たるものが農地で雑種地の契約ですが、どのように書類ができて届け出されているんですか。

事務局 休憩をお願いします。

議長 休憩といたします。

(暫時休憩)

議長 再開します。

事務局。

事務局 お答えします。

これは物納、若しくは競売物件を落とされて所有権が財務省になっている物件につきまして、市街化区域といえども農地のままでは農業委員会の証明書が必要と限られてしまいますので、財務省のほうで転用の届出を出すことによって農家以外であっても買えるようなかたちで最近では売り払っているという事案であります。

以上です。

議長 阿曾委員、分かりましたか。

阿曾敏夫委員 はい。

議長 そのほかございませんか。

渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 報告の第3号の契約解除のほうで先ほど説明があったんですけども、どちらが先ですか。要するに、ほかに貸し出したいから戻してもらったのか、戻してもら

ったからほかに貸し出すところを見つけているのか。それによっては今後、議案の中で賃借権の設定に関するところもちょっと考え方をきちんと整理し直さなきゃいけないかなと思いますので、その説明をお願いしたいんですけども。

議長 番号は何番ですか。

渡辺陽一郎委員 報告第3号の整理番号1と、2のほうも経営廃止のため、ほかに貸し出すためと、どちらも両方書いてありますので、どちらが先だったかを。

議長 事務局。

事務局 お答えいたします。

これは農政課のほうから聞いても同時に進行しているみたいです。どちらかがこう言ったというんじゃなくて、賃借人、賃貸人ですか、これは両方の話をこうつなぎ合わせながら進めているみたいです。

渡辺陽一郎委員 双方間と。

事務局 はい。

議長 高田委員。

高田勝禧委員 今の整理番号1のほうなんですけど、今まで借りていた方に聞きますと、高齢化だから、これ遠せきの人なんですけど、〇〇さんは。返すと。それで、じゃあ次の耕作者を今度は〇〇さんの、今まで借りていた人が見つけてくれたような話でした。

以上です。

事務局 解約のほうの二つ目、〇〇さんと〇〇さんについては、これも同時みたいです。〇〇さんというのは比較的新しく就農された方なんですけど、一緒に新しく入った方が、じゃあ私が引き継ぐということで、もう地主さんとはそういうかたちで話ができているということです。ですから、恐らくこの〇〇さんがもう農業を辞めるという話を考え出した頃から、じゃあだれか引き受け手がいるかどうかということも含めて、同時で進んでいたような話は聞いております。どっちかが一方的に言ってじゃあという話ではなくて、その後の借り手も含めて、あるいは地主さんもそれでもいいよという話も含めて進んだ上での

解約届というふう聞いております。

以上です。

議長 そのほかありませんか。

渡辺陽一郎委員 今の説明ですと、整理番号1に関しては高齢化のためということになると、今後賃借権の設定の時にやはりいつも年齢等、まあ経営のことを書面だけで許可とかたちをとっているかと思えますけども、農政課のほうですか農業委員会ですかは別としても、少し面接等の確認とかきちんとしたかたちをとっていかないと、このところ6年とか10年の賃借権の設定が増えてきましたので、その辺、高齢化によってできませんから返しますよというのはちょっときついかと思いますので、今後ともよろしくをお願いします。

事務局 答えは。

渡辺陽一郎委員 答えは結構です。そういうふうにしていただきたいということで。

事務局 はい。

議長 そのほかございませんか。

(なし)

それでは、以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、我孫子市農業委員会第2回総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。